事例No.	2
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	福島県

事例区分	行政改革

タグ	・（行政改革）業務の効率化 ・新たな政策手法の確立・活用 ・組織改革

事例種類	民間委託

事例内容・タイトル

総合的な偽装請負対策（民間活用・委託）

出典

地方公共団体における行政改革の取組（平成２９年３月３０日公表）

★適正な民間委託の推進②（導入後：運用段階）

○　民間委託の推進に向けては、「偽装請負」の指摘を受ける恐れがあるとの懸念が多数。
⇒　総合的な偽装請負対策を講じることにより、これらの指摘を受けない体制づくりが必要。

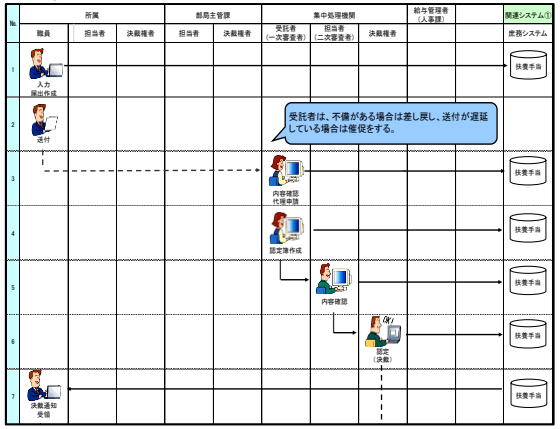
〈福島県の取組事例：総合的な偽装請負対策〉

【取組】

- 平成22年１月から庶務業務の集中処理を開始。発生源入力された情報は、庶務システムを通して集中処理機関に送達され、集中処理機関及び受託者により処理される。
- 集中処理機関の人員構成は、正規職員４８名、再任用職員３名、臨時職員１名（平成29年３月１日現在）。受託者は、委託契約の範囲内で、服務、給与、旅費、福利厚生等の処理を行う。
- 偽装請負に対し「①委託業務範囲の明確化」、「②職員向け周知及び勉強会の実施」、「③物理的な使用スペースの区分」の３点から対策を講じている。問題は発生していない。

【①委託業務範囲の明確化】

委託仕様書中、「委託業務一覧表」や「業務フロー図」で、委託業務の範囲や内容について詳細を明確化。



【②職員向け周知及び勉強会の実施】

人事異動時期に、業務委託の留意点について文書による周知を実施。また、年度中に、業務委託の留意点に関する勉強会を開催。

【集中処理機関】業務委託に関する注意事項

（平成28年8月1日版）

Ⅰ　一般的遵守事項

番号	大項目	小項目	内容
1	国の見解	会話	業務従事者と日常会話を交わすことは問題ない。
2	国の見解	説明	県が業務従事者に説明できる場合 ・　新たな機器、設備を初めて使用する場合、改修後初めて使用する場合の当該設備の操作方法を統括責任者等の監督のもとで業務従事者に説明する場合 ・　安全衛生上緊急に対処する必要のある事項について、業務従事者に指示を行う場合
3	国の見解	業務依頼等	業務依頼、業務内容の確認等は、県と統括責任者等の間で行う。
4	国の見解（禁止事項）	指示	業務従事者に直接、作業工程の変更や、やり直しを指示することはできない。

【③物理的な使用スペースの区分】

発注者と受託者の間にロッカー（書庫）を設置するなどし、使用スペースを区分。

・使用スペース区分のイメージ図

